

2 特別規制地域の指定

(1) 概要

ア 現在、伊豆半島において普通規制地域に指定している道路を、原則として、特別規制地域に変更します。

ただし、商業的な利用がされている市街地域は、特別規制地域から除きます。
(普通規制地域のままとします。)

※ 除く区域：J R伊東駅周辺（伊東市）(P. 13)

伊豆箱根鉄道駿豆線修善寺駅周辺（伊豆市）(P. 14)

一般国道 136 号の沿線の一部（函南町）(P. 15)

イ 現在、普通規制地域に指定している鉄道（伊豆箱根鉄道駿豆線）、海岸（伊豆海岸）及び湖沼（八丁池、一碧湖）についても、特別規制地域に変更します。

ウ 現在、規制地域に指定していない次の道路を、新たに特別規制地域に指定します。

※ 指定する道路：県道修善寺天城湯ヶ島線（伊豆市）

伊豆縦貫自動車道（天城北道路）（建設中のものを含む）（伊豆市）

(2) 規制地域の指定（変更一覧表） 別紙のとおり（P. 3～10）

(3) 伊豆半島の屋外広告物規制図 別紙のとおり（P. 11～15）

(4) 施行の時期

平成 29 年 11 月 1 日

なお、特別規制地域となった際、現にその地域内において、許可を受けて（又は適法に）表示し、又は設置している広告物又は掲出物件については、施行日から起算して1年間（施行日における当該許可の残存期間が1年を超える場合にあっては当該許可の期間）は、なお従前の例により、引き続き表示し、又は設置することができます。

（参考）規制地域の概要

区 分	内 容
普通規制地域	屋外広告物の設置に当たり、 <u>許可が必要な地域</u>
特別規制地域	原則、屋外広告物を設置できない地域 (例外として、自家広告物や案内図板で、許可基準に適合するものは、許可を受けて設置することができます。)
広告景観保全地区	特に良好な景観を形成するため、特別規制地域で例外的に設置することができる自家広告物や案内図板の <u>許可基準を引き上げる地域</u>